

2022年12月

令和4年度歴史的建造物等保存修復・研究

助成申請者 各位

公益財団法人 新井財団

選考委員長・理事 後藤 治

審 査 評

歴史的建造物・街並みの修復等と研究等への本財団の助成事業は、今回（令和4年度）が最初で、選考委員による厳正な審査の結果、修復等3件が採択となった。採択された申請は、いずれも、歴史的建造物の修復に対して所有者の負担が重いことが予測されるもので、本財団が助成するにふさわしい案件と判断された。なお、採択にあたり、申請書類の訂正、金額の減額（要望額より減額した採択）、助成による成果の明示等を申請者に行っていただくことを、助成の条件とすることを委員会の意見とした。

以下、今回の審査において、委員会の意見として出された点を列挙する。次年度以降に申請を検討されている方の参考にしていただければ幸いである。

修復等の助成は、歴史的建造物・街並みが所在する市区町村が支援しているものを対象としているが、そのことが明瞭でない申請書類が多くみられた（今回は事務局よりそれを照会して、審査した）。対象となる歴史的建造物・街並みに対して、市区町村が実施する又はしてきた支援は、明確に申請書類に記述される必要がある。

修復等の助成は、額に限りがあることから、工事総額の一定割合を助成するような形ではなく、用途が明確にわかる助成（例えば、市区町村が支援する場所と同じ場所に使うのではなく、別の場所に使う等）にすることが望まれる。助成の対象となるものが、明確に申請書

類に記述される必要がある。

修復等の助成が工事に対する助成となるため、工事関係書類を資料として添付して申請し、申請書類への記入が略されているものがあった。添付書類はあくまで参考であり、申請書類の内容で審査するので、申請書類は略さず記述する必要がある。

研究等の助成において、成果の公表として印刷物の作成のみを申請したものがあった。出版助成ではないので、成果の公表の申請においては、なんらかの実態ある活動をともなうものとして欲しい。

研究等の助成においては、研究者が市民団帯等と共同で取り組む実践的な活動も研究等に含めて良い。

以上